

第 6 次

鹿角市行政改革大綱

平成 17 年 4 月
鹿 角 市

目 次

I 基本計画

1 基本方針	1
2 沿 革	2
3 行政改革の具体的方策	2
4 計画期間	4
5 進行管理	4

II 実施計画

(1) 事務事業の見直し	5
(2) 組織・機構の簡素効率化	7
(3) 定員管理の適正化と人材育成の推進	8
(4) 情報化・広域化時代に対応した行政サービスの向上	9
(5) 財政運営の効率化	10

I 基本計画

1 基本方針

～ 新時代の鹿角を支える新しい行財政システムの確立に向けて ～

本市においては、昭和 60 年に第 1 次（昭和 60～62）行政改革大綱を策定して以来、第 2 次（平成 2～4 年度）、第 3 次（平成 5～7 年度）、第 4 次（平成 8～12 年度）、そして、第 5 次（平成 12～16 年度）とさまざまな取り組みが実行され、それぞれ一定の成果をあげてきました。しかしながら、高齢社会の到来、情報化の進展、地方分権社会の到来等、社会環境は大きな「変革の時代」を迎え、多様化、複雑化する市民ニーズ（要求）に的確に応える上で、行財政運営は極めて厳しい局面にあります。

三位一体の改革が進められる中、地方交付税への依存度が高く、財政基盤の脆弱な本市においては、従来の行財政運営方式を踏襲するだけでは立ちゆかない現状にあり、自立に向けて早急に改革に取り組まなければならない状況にあります。

今後の行財政環境はますます厳しさを増すことが予想され、本市が抱える様々な政策課題や、将来の新たな市民ニーズ等に的確に対応していくためには、人件費、物件費などの経常的な経費についても大胆に斬り込むなど、思い切った発想の転換を図り、行財政構造の抜本的な改革を行うことが必要になっています。

(1) 市役所の役割を見直し、より簡素で効率的な市役所を目指します

近年、行政が担うべき役割の明確化が必要とされており、行政の果たす役割が変化しつつあります。これまで当然のように行ってきた業務を見直し、市民と市が共動することにより、構造的な変革を行い、より簡素で効率的な市役所を目指します。

(2) パートナースhipによるまちづくりを目指します

真に住みやすいまちづくりを行うには、市民と市の共動により市政を運営するという視点が必要です。

このため、市民が一定のルールに基づいて市政に参加し、市政運営のパートナーとして行政サービスを提供する「共動パートナー」制度を立ち上げ、その育成、拡充を図っていきます。

共動パートナーの意見や提言は、行政運営上、常に市と対等な立場での課題としてとらえ、「共動」の精神を基本としてまちづくりを進めます。

2 沿 革

昭和60年 第1次行政改革大綱策定
平成 2年 第2次行政改革大綱策定
平成 5年 第3次行政改革大綱策定
平成 7年 第4次行政改革大綱策定
平成12年 第5次行政改革大綱策定

3 行政改革の具体的方策

(1) 事務事業の見直し

- ① 価値観やライフスタイル（生活様式）の変化等に合った施策の実現を目指し、事務事業の廃止・縮小・移管・転換等を視野に入れ、徹底的な見直しを図るとともに、民間活力の導入等、業務形態の再検討を含めて事務事業の適切な方向性を見出し、限りある人材、財源の効率的な運用を図ります。
- ② 行政評価により可能な限り事務事業のコストと効果の指標化を行い、この指標を高めることにより事業の質等のより一層の向上を図ります。
- ③ コストと指標を公開し、市政に対する市民の満足度を把握しながら、事務事業を積極的に展開することにより市民ニーズに迅速・的確に対応していきます。

(2) 公的施設の見直し

- ① 公的施設の設置目的に沿った利活用の促進と適正な受益者負担の確保について検討するとともに、所期の目的を既に達しているもの、一定の成果を得るのに多大な経費を要するもの等について、施設の廃止・縮小等を図ります。
- ② 施設管理等については、民間の方が効率的に施設の運営が行われ、かつ、サービスの維持向上を図ることができるものについては、民間委託をはじめとする業務形態の変更を図ります。
- ③ 新たな公的施設の建設に際しては、建設方法、維持管理等について、PFI（民間資金情報の活用）、アウトソーシング（外部委託）の検討を行います。

(3) 補助金負担金の見直し

- ① 全ての補助金について今一度厳格な評価を行い、所期の目的を既に達しているもの、所期の交付目的が十分に果たされていないもの等について、廃止・縮減を図ります。
- ② 新たな補助金の創設についても、既存の補助金と同様、厳格な評価を行い、その必要性について十分な検討を加えます。

(4) 自主財源の確保

- ① 地域産業の育成による市民所得の向上を図ることなどにより、市税収入の確保に最大限の努力を払うとともに、使用料等について、受益と負担の適正化等による財源確保を図ります。
- ② 新たな自主財源の確保方策についても研究をします。

(5) 投資事業の見直し

生活関連社会資本のさらなる充実・整備、あるいは大規模事業の適切な推進等、本市の投資事業に対する課題は数多くありますが、観光関連産業、建設業に多くを依存する地域経済の実態を踏まえつつ、限りある財源を有効に生かし、市民のニーズに即した公的投資を維持していくため、次の観点から検討を進めます。

- ① 国庫補助事業・市単独事業について近年の事業費の推移を勘案した上で今後の事業費の規模を検討します。
- ② P F I 制度等、民間のノウハウ（知識・実施方法）を利用した社会資本整備を図るなど、可能な限り公共資金の低減を図ります。
- ③ 新工法、新システムを積極的に取り入れ、市が実施する工事の効率化を図ります。
- ④ 市が実施する工事の事業評価について、事前・現状・事後に、必要性、有効性等を検討します。
- ⑤ 大規模事業に関して、その進捗状況、緊急性、事業の有効性を精査した上で、最適な事業規模、事業主体等について検討を加えます。

(6) 外郭団体の見直し

外郭団体等については、社会経済情勢の変化等を十分に踏まえながら、経営の合理化、補助・委託の見直し、役員及び市職員の派遣方法の見直し、職員の給与その他勤務条件の見直しを図るとともに、統廃合についても検討を加えます。

(7) 簡素で効率的な組織機構の構築

- ① 市民サービスの向上を図るとともに、職員がより一層の意欲を持って職務に取り組むことのできる組織を目指し、政策目的別の組織への再編や、現場主義の観点からの各部門への権限の委譲等について検討を行うことにより、行政経営型の組織構造の実現など、より効率的な組織運営を図っていきます。

- ② 従来の縦割り組織では対応しきれない政策課題に横断的に対応できる市民本位の組織づくりに取り組むとともに、市民のライフスタイルの変化に適応した行政窓口とするため、組織の垣根を取り払うなど、総合窓口、支所のあり方について更に検討を加えます。

(8) 定員・給与の見直し及び人材育成等

- ① 市民サービスの維持・拡充に配慮しつつ、事務事業の公共分離により、簡素で効率的な組織等を構築し、その結果として総事務量の低減を図ることを通じて、新たな定員の適正規模を設定します。
- ② 職員個々の経営能力を高めるため、専門性や創造性を発揮し、かつ、多様な能力、個性を生かし活用する職場環境の構築を図ります。

4 計画期間

この大綱の計画期間は、平成17年度から平成21年度までの5か年とします。

また併せて単年度毎に『実行計画』を策定し、実施項目を明確にするとともに、社会状況等を反映させた新規項目の追加も行います。

5 進行管理

この大綱に基づく行政改革は、市民の理解と協力を得ながら推進することはもとより、職員一人ひとりが日常の業務の中で、行政改革を自らの課題として不断の努力により取り組むことが肝要です。

次に行政改革推進体制の一層の強化を図ります。行政改革を着実かつ強力に推進するため、行政評価推進本部を中心として、行政評価総括管理者、行政評価管理官の役割をそれぞれ明確にして、推進体制及びチェック体制が機能するような仕組みとします。

また行政改革の進捗状況については、市議会や行政評価市民会議による外部評価とともに広報やホームページ等を利用して、定期的に市民に公表することとします。今年度から実施する予定のパブリックコメント制度も活用し、より効果的な推進に努めます。

また、日々変化する社会情勢等に的確に対応していくため、この大綱に登載した実施項目にとどまらず、随時、行政改革の観点から事務事業等の見直しに努め、市民の意見を適宜取り入れた新規実施項目の追加等、柔軟で迅速な行政改革の展開を実現します。

Ⅱ 実施計画

● 項目数

(1) 事務事業の見直し	31項目 (57件)
(2) 組織・機構の簡素効率化	11項目 (13件)
(3) 定員管理の適正化と人材育成の推進	9項目 (11件)
(4) 情報化・広域化時代に対応した行政サービスの向上	4項目 (9件)
(5) 財政運営の効率化	21項目 (40件)
合 計	76項目 (130件)

(1) 事務事業の見直し

①事務事業の簡素合理化と文書管理の改善

項 目	担当部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
大型バス及び公用車の見直し	総務企画課	→				
事務処理マニュアルの策定	全庁	→				→
祝い金等の地域商品券化	観光商工課	→		→		
市主催行事のあり方について検討 ・成人式 ・市民運動会 ・市民スキー大会	全庁	→				
上水道・下水道使用料の賦課徴収の一元化	水道課 都市整備課	→				
上水道・簡易水道の統廃合	水道課	→				→
投票所の再編	選挙管理 委員会事務局	→		→		
投票所の閉所時間の見直し	選挙管理 委員会事務局	→				→
スクラップアンドビルドの推進	全庁	→				
各種団体の自主運営の推進及び事務処理 団体の育成	全庁	→				

②民間委託等の推進

項 目	担当部署	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
公設民営方式導入の推進	全庁	→				
公園管理の委託の見直し ・ 里親里子制の導入 ・ 軽作業（清掃・除草）の障害者への委託	都市整備課	→				→
市民センター・体育施設の管理運営の見直し	教育委員会	→				→

③市政の広域的取り組みの推進

項 目	担当部署	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
情報施策の広域的推進	総務企画課	→				→
既存公共施設の広域的利活用 ・ 情報提供 ・ 交通手段等の整備	総務企画課	→				→
北東北連携軸の構築推進	総務企画課	→				→

④公共施設の適正な管理運営と有効活用

項 目	担当部署	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
余裕教室の有効活用 ・ 地域住民への開放	教育委員会	→				→
低利用施設の利用拡大と管理運営の見直し ・ 老人福祉センター（かくら荘） ・ 高齢者生きがいコミュニティセンター ・ 鉱山歴史館 ・ 勤労青少年ホーム ・ 労働福祉会館 ・ 公民館分館の自治会等への譲渡 ・ 尾去沢体育館 ・ 市民プール	全庁	→				
指定管理者制度の導入 ・ 柴平地域活動センター ・ 下川原市民農園 ・ 先人顕彰館 ・ 大湯ストーンサークル館	全庁	→				
需要の多い利用目的への転用等建物のリサイクル推進	全庁	→				→
市単保育園及び学校の再編	福祉保健センター 教育委員会	→				

⑤環境に配慮した事務事業の実施

項 目	担当部署	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
市役所エコオフィス計画の推進	全庁 総務企画課	→		→		
家庭系ごみ処理手数料の有料化	市民サービス課 広域行政組合	→				

⑥公正の確保と透明性の向上

項 目	担当部署	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
申請書類等の様式簡略化	全庁	→				→
積極的な情報公開及びホームページ等による情報提供の拡大 ・ 主要事業の進捗状況 ・ 審議会等の会議録 ・ 市掲示板掲示書類 ・ 公社、第三セクターの経営状況 ・ 監査結果	全庁	→				→
バランスシートによる財政状況の公表	財政課	→				→

⑦市民参加の推進

項 目	担当部署	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
自治会の法人化の推進 ・ 地域 NPO 化支援	市民サービス課	→				
NPO 条例の制定	市民サービス課	→				→
ボランティアバンクの開設	市民サービス課	→				→
施策の企画・立案への市民参加の促進	総務企画課	→				→
パブリックコメント制度の導入	総務企画課	→				

(2) 組織・機構の簡素効率化 (8 項目)

①組織・機構の見直し

項 目	担当部署	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
支所の再編	総務企画課 市民サービス課	→				→
組織・機構の再編	総務企画課	→				
事務事業の再分配	総務企画課	→				→

②各種審議会の見直し

項 目	担当部署	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
活動実績の少ない、または類似審議会等の再編 ・花輪図書館協議会と十和田図書館協議会の統合	教育委員会	→				
委員定数の見直し	全庁					→
女性委員の割合 40%以上	全庁			→		

③外郭団体の見直し

項 目	担当部署	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
公社・第三セクターの経営改善及び統廃合等の推進	農林課 観光商工課	→				

④市議会の活性化及び監査の見直し

項 目	担当部署	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
常任委員会派遣調査の見直し	議会事務局					→
常任委員会の公開	議会事務局	→				
市議会議員政治倫理条例の制定	議会事務局					→
監査のあり方の見直し ・個別外部監査導入	監査委員事務局					→

(3) 定員管理の適正化と人材育成の推進 (5 項目)

①定員管理及び給与の適正化

項 目	担当部署	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
時間外手当削減のための方策検討 ・部、課所単位のノー残業デーの実施 ・時間外勤務の事前命令制の徹底	全庁	→				
特殊勤務手当の見直し	総務企画課	→				
出張旅費の日当の見直し	総務企画課	→				
定員管理適正化計画の見直し	総務企画課			→		

②人材の育成・確保

項 目	担当部署	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
昇任資格試験の導入	総務企画課	→				→
自主的なグループ研究活動への支援	総務企画課	→				
通信教育等受講への支援	総務企画課	→				

③職員の能力開発・活用

項 目	担当部署	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
職員提案制度の活性化	総務企画課	→				
横断的プロジェクトチーム等の活用	全庁	→				→

(4) 情報化・広域化時代に対応した行政サービスの向上 (4 項目)

①IT 化の推進

項 目	担当部署	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
行政情報データベース化とネットワークの構築 ・ 図書館情報 ・ 総合的土地管理情報 ・ 公共施設等	全庁	→				→
庁内 LAN 及びインターネットの利活用 ・ 財務会計システムの機能強化 ・ 不在者投票実施場所の自由化	全庁	→				→
市民健康管理情報システム導入	福祉保健センター	→				→
地域公共ネットワーク（電子情報化）の推進	総務企画課	→				

②窓口等における対応の改善と行政サービスの総合化

項 目	担当部署	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
待遇・対人能力の向上	全庁	→				→
明るい職場の雰囲気づくりとあいさつの励行	全庁	→				

(5) 財政運営の効率化 (12項目)

①経費全般の見直し及び財政構造の改善

項 目	担当部署	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
税収確保	税務課	→				
口座振替の促進	取扱課					→
加盟団体等の負担金の見直し	全庁					→
市有未利用地の有効活用	全庁					→
紙の絶対量削減及び印刷費削減	全庁					→
委託料の見直し ・ 算定根拠の精査、直営との経費比較等	全庁					→
国内外研修視察の見直し	総務企画課					→
遊休施設（民間所有）の利活用	全庁					→
広報等への広告掲載	総務企画課	→				
貸付制度の見直し	取扱課	→				
審議会等委員の報酬等の見直し	取扱課					→

②補助金の見直し

項 目	担当部署	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
補助金等交付団体の活動状況を把握した 上での補助金額の確定	全庁	→				
補助金等の終期設定	全庁					→

③受益者負担の適正化

項 目	担当部署	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
公共施設の使用料等受益者負担の見直し	取扱課					→
使用料及び手数料の見直し ・ 行政財産使用料 ・ 斎場使用料 ・ 納税証明書 ・ 印鑑証明書 ・ し尿及び浄化槽手数料	全庁	→				

③受益者負担の適正化

項 目	担当部署	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
施設使用料等の減免規定の見直し ・ 湯瀬ふれあいセンター ・ 山村開発センター ・ 農業総合支援センター ・ 交流 プラザ ・ 大湯振興プラザ ・ 総合運動公園 ・ 市民センター ・ 先人顕彰館 ・ 大湯ストーンサークル館 ・ 体育館 ・ 毛馬内運動公園 ・ 城山野球場 ・ 花輪スキー場	取扱課	→				
農地災害復旧事業の受益者負担制度の導入	農林課	→	→	→	→	→
街灯設置工事費等の受益者負担制度の導入	都市整備課	→	→	→	→	→
保育料減免の見直し	福祉保健センター	→				

④公共工事のコスト縮減

項 目	担当部署	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
公共工事コスト縮減行動計画の全庁的な取り組み	全庁	→	→	→	→	→
PFI 方式の導入	全庁	→	→	→	→	→